監督命令

平成２４年（再）第４号
神戸市西区伊川谷町潤和1110番地
再生債務者　エスケー食品株式会社
1　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
2　監督委員　神戸市中央区多聞通３丁目３番７号　コウベセンタービル９階　田辺法律事務所　弁護士　田辺　重徳
3　再生債務者が次に掲げる行為をするには、監督委員の同意を得なければならない。ただし、再生計画許可決定があった後は、この限りでない。
⑴　再生債務者が所有又は占有する財産に係る権利の譲渡、担保権の設定、賃貸その他一切の処分（常務に属する取引に関する場合を除く）
⑵　再生債務者の有する債権について譲渡、担保権の設定その他一切の処分（再生債務者による取立てを除く）
⑶　財産の譲受け（商品の仕入れその他常務に属する財産の譲受けを除く）
⑷　貸付け
⑸　金銭の借入れ（手形割引を含む。）及び保証
⑹　債務免除、無償の債務負担行為及び権利の放棄
⑺　別除権の目的である財産の受戻し
平成24年５月25日
神戸地方裁判所第３民事部

再生手続開始

平成２４年（再）第２号
群馬県藤岡市中栗須390番地
再生債務者　株式会社スーパーセンターフィール
1　決定年月日時　平成24年５月25日午後３時
2　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成24年６月29日まで
4　再生債権の一般調査期間　平成24年８月３日から平成24年８月17日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２４年（再）第３号
群馬県藤岡市藤岡329番地
再生債務者　春山　武三
1　決定年月日時　平成24年５月25日午後３時
2　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成24年６月29日まで
4　再生債権の一般調査期間　平成24年８月３日から平成24年８月17日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２４年（再）第２号
福岡市東区馬出４丁目８番31号
再生債務者　高丘（正）組こと　高丘　哲也
1　決定年月日時　平成24年５月24日午前10時
2　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成24年６月22日まで
4　再生債権の一般調査期間　平成24年７月27日から平成24年８月10日まで
福岡地方裁判所第４民事部

再生債務者の株式の取得等を定めた再生計画案の提出の許可

平成２３年（再）第３号
群馬県佐波郡玉村町大字福島80番地１
再生債務者　株式会社香樹舎
決定の要旨　再生債務者が次の条項を定めた再生計画案を提出することについて許可する。
1　再生債務者が取得する株式の数　全ての発行済株式である普通株式600株
2　再生債務者が１の株式を取得する日　７の募集株式と引換えにする金銭の払込期間において募集株式の引受人が最初に出資をした日
3　減少する資本金の額　資本金3000万円全額
4　資本金の額の減少がその効力を生ずる日　７の募集株式と引換えにする金銭の払込期間において募集株式の引受人が最初に出資をした日
5　募集株式の数　普通株式４株
6　募集株式の払込金額　募集株式１株につき金5000円
7　募集株式と引換えにする金銭の払込期日　再生計画認可決定確定の日から２か月
8　増加する資本金の額　金２万円
9　増加する資本準備金の額　金０円
平成24年５月24日　　前橋地方裁判所民事部

決議に付する決定及び債権者集会招集

平成２３年（再）第２号
沖縄県糸満市西崎２丁目７番14―101号　グランハイム西崎
再生債務者　前川　雅春
1　決議に付する再生計画案　平成24年３月21日付け再生債務者提出の再生計画案
2　債権者集会
⑴　期日　平成24年６月27日午後１時30分
⑵　会議の目的　再生計画案の決議
3　議決権不統一行使の通知期限　平成24年６月20日
平成24年５月24日
那覇地方裁判所民事第３部

再生手続終結

平成２０年（再）第５８号
大阪府豊中市穂積２丁目15番５号
再生債務者　冨士製餡工業株式会社
1　主文　本件再生手続を終結する。
2　理由の要旨　再生計画認可の決定が確定した後３年が経過した。
平成24年５月23日
大阪地方裁判所第６民事部

小規模個人再生による再生手続開始

平成２４年（再イ）第５８号
名古屋市中川区春田２丁目58番地の１
再生債務者　宮﨑　佳弘
1　決定年月日時　平成24年５月25日午後３時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成24年６月15日まで
4　一般異議申述期間　平成24年６月22日から平成24年６月29日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（再イ）第１０６号
愛知県大府市横根町箕手96番地の４
再生債務者　飯田　　繁
1　決定年月日時　平成24年５月25日午後３時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成24年６月15日まで
4　一般異議申述期間　平成24年６月22日から平成24年６月29日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（再イ）第１４７号
札幌市清田区里塚３条３丁目１番３号
再生債務者　梅川　秀司
1　決定年月日時　平成24年５月28日午前11時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成24年６月18日まで
4　一般異議申述期間　平成24年７月２日から平成24年７月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（再イ）第１７１号
札幌市東区北11条東１丁目１番３―207号
再生債務者　山内　　樹
1　決定年月日時　平成24年５月28日午前11時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成24年６月18日まで
4　一般異議申述期間　平成24年７月２日から平成24年７月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（再イ）第１７号
千葉県佐倉市西志津４丁目23番４号　クレセントヒルズ202号
再生債務者　神井　裕二
1　決定年月日時　平成24年５月28日午後４時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成24年６月18日まで
4　一般異議申述期間　平成24年７月２日から平成24年７月17日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２４年（再イ）第２５号
神奈川県小田原市曽我谷津541番地の１
再生債務者　井上　雅俊
1　決定年月日時　平成24年５月28日午前11時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成24年６月18日まで
4　一般異議申述期間　平成24年７月２日から平成24年７月９日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部再生係

平成２４年（再イ）第１５号
相模原市中央区相生１丁目８番９号　ウェルカムハウス102
再生債務者　早川　由佳
1　決定年月日時　平成24年５月28日午前11時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成24年６月18日まで
4　一般異議申述期間　平成24年７月２日から平成24年７月９日まで
横浜地方裁判所相模原支部